### 2. 個別事業の内容について

## (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

| 事業番号 | 事業の内容                                  | 当該事業の<br>事業比率(%) |
|------|--|------------------|
| 公 1  | 安定的な住民生活に必要不可欠である公有財産等の災害による損害に対する救済及び | 80. 4            |
|      | 災害による損害の防止並びに住民の防災意識の向上を図る事業           |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |
|      |  |                  |

# [1] 事業の概要について(注1)

#### [設立経緯]

本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合(以下「市等」という。)が所有、使用又は管理している財産の損失の救済や、災害に因る住民生活に及ぼす被害の防止・軽減のための消防防災施設等の充実に資する資金貸付を柱としつつ、防災に係る調査研究・普及啓発、住民の防災意識の向上を図る事業として、防災専門図書館事業及び都市機能等に関わる調査研究等関連分野の事業を実施しているところです。

その設立の経緯は、地方自治法第 263 条の 2 の規定に基づく公益的法人として、市及び市が設置する一部事務組合の委託を受けて市等が所有、使用又は管理している住民の共有の財産である公有財産等の災害による損害を相互救済する事業(以下「相互救済事業」という。)を行うため、設立されたものです(設立:昭和 24 年 1 月)。

本会の相互救済事業は、建物総合損害共済並びに自動車損害共済の両事業を柱として、より低廉な共済基金分担金 (相互救済事業を委託している市等から、所定の基準により算出して徴収する経費)によって市等の財政負担の軽減 による住民の税負担の軽減を図るとともに、万が一の災害の際には、迅速かつ適正に災害共済金を交付することによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動の拠点の早期回復に資することを通じて地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを、使命としてきたところです。

事業内容については、順次改善を進め、当初は火災に因る損害(建物)及び自動車損害のてん補でありましたが、 落雷、破裂・爆発、風水害、雪害、衝突等、損害のてん補範囲を拡大し、さらに地震災害見舞金制度(昭和55年)を 設けるなど充実を図り、一方で適宜共済基金分担金基率の改定(引下げ)を行い、市等の経費節減を通じて住民の税 負担の軽減にも寄与してきました。

その後、上記の相互救済事業による被災への対応に関連して、さらなる住民福祉の向上に寄与するため、共済基金やその運用益を有効活用し、災害による損害の防止・軽減や住民の防災意識の向上を図る事業を開始いたしました。 具体的には、市等の消防防災施設等に対する資金融資(昭和30年度~)は、共済基金を活用した消防防災等の施設の設置、促進を図る事業であり、市等に低利な事業資金として利用いただいています。さらに、その利子収入を財源に充てて、防災専門図書館の開設(昭和31年度~)、防災に係る調査研究・普及啓発、都市機能に関わる調査研究(昭和30年度~)等の事業を実施しています。 これらの経過を踏まえ、現在、本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として事業を行っています。

#### [事業総括]

本会の事業は、その設立経過から、地方自治法第 263 条の 2 の規定に基づき、市等の委託を受けて実施する公有財産等の災害による損害の相互救済事業を主たる事業のひとつとして位置づけているところです。本会の相互救済事業は、相互救済という趣旨から、「共済」という手段(名称)を用いていますが、特定団体又は特定職域の構成員の利益を目的とし、受益の機会をそれらの特定多数の者に限定している「共益」とは根本的に異なり、公有財産等の災害損失についての相互救済を行うことを通じて、住民生活のセーフティネットとしての役割を担っているところです。

公有財産等は、住民の共有財産であるとともに、教育・文化、保健・医療、環境・衛生、消防・救急、福祉等の市等が担う様々な都市機能の拠点や資源であり、これらの災害による損失は、住民生活に重大な影響を及ぼすことになります。また、公有財産等の中にはごみ処理工場(爆発・火災)や水源設備、風力発電装置(落雷)等、事故発生率や大事故の危険性が高く、民間の保険を付保することが現実的には困難な物件も含まれています。本事業では、これらを全て公有財産等の括りで事業対象としており、損害のてん補により、被害を受けた公有財産等の持つ都市機能の回復を促進することで住民福祉活動の円滑実施に寄与してきました。([事業の内容] 1 (2)参照)

加えて、その事業運営に際して、低廉な共済基金分担金により実施するという精神は、現在に至るまで一貫しており、住民の負担軽減の面でも、寄与してきました。

これらを通じて、本会は、安定的な住民生活を支えるセーフティネットとしての役割を担い、設立以来、不特定多数の住民の利益に寄与しています。

なお、事業は市等を通じて実施していますが、あくまで目的は、安定的な住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことであり、その対象となる財産が公有財産等であることから、それを所有、使用又は管理する市等を通じての事業となるものです。

なお、災害による損害の防止・軽減を図るための事業として、消防防災施設等に対する資金貸付、防災に係る調査研究及び普及啓発を実施しており、これらについても、事業内容から市等を通じて実施していますが、相互救済事業と同様、目的は安定的な住民生活のセーフティネットの充実を図り、不特定多数の住民の利益に寄与することです。

また、防災専門図書館の目的は、全ての住民を閲覧の対象とすることにより、不特定多数の住民の利益に寄与することです。

以上から、本会の相互救済事業は公有財産等の災害による損害に対する救済する機能を有している点、災害防止等都市機能に関わる資金貸付や調査研究・普及啓発については、災害による損害を防止・軽減する機能を有している点、防災専門図書館等は住民の防災意識の向上を図る機能を有している点で、これらは防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に相互補完しあう関係となっており、事業全体を通じて住民福祉の向上に寄与し、不特定多数の者に利益をもたらすものです。

なお、本会の事業は、相互救済事業を運営するための共済基金分担金による収入とその他の収入を財源として運営 しています。

# 本事業を構成する事業

- 1 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業(地方自治法第263条の2の規定する相互救済事業)(定款第4条第1項第1号)
- 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業(同第2号)
- 3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業(同第3号)

- 4 防災専門図書館事業(同第4号)
- 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業(同第5号)

#### ・ 各事業に対する財源の振分け

相互救済事業及び同事業を直接補完する防災に係る調査研究及び普及啓発に係る費用は、共済基金分担金収入を充当しています。ただし、相互救済事業の災害共済金の支出が想定を大きく超えた場合は、責任準備金(異常危険準備金を含む。)及び正味財産を取り崩して対応します。また、地震災害見舞金(相互救済事業の附帯制度)については、正味財産の5%を限度として支出します。

また、消防・防災施設整備事業等資金融資事業の融資財源については、特定資産を設定しています。

それ以外の事業については、利子収入等 (消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入、一般利子収入)の 一部を充当することを基本としています。

#### [事業をまとめた理由]

本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを使命とすることから、上記の事業である相互救済、消防・防災施設等の整備・充実への寄与、防災に関連する調査研究及び普及啓発、都市機能の維持発展に関連する事業を併せて効率的に実施することで、災害による公有財産等の損害の救済、損害の防止及び住民の防災意識の向上等が図られ、本会の使命が達成できるため、相互関連する事業としてひとつにまとめるものです。

#### [事業の内容]

1 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業(地方自治法第263条の2に規定する相互救済事業)

## (1) 事業の目的

低廉な共済基金分担金で公有財産等の災害に因る一定の損害に対する相互救済事業を行うことにより、市等の経費 節減と災害時の財政負担を軽減するとともに、住民負担の軽減と住民福祉活動拠点の早期回復に資することにより、 住民福祉の向上に寄与します。

### (2) 事業内容

本事業は、小中学校の校舎など市等が所有、使用又は管理する財産の災害による一定の損害をてん補するものです。 本事業は、引き受ける公有財産等の種類により、建物総合損害共済、自動車損害共済の二つの共済種目に分類しています。また、それぞれの共済委託物件を対象に、各々の共済種目の附帯制度として地震災害見舞金制度を設けています。各種目の制度については、災害共済金・見舞金の支払実績等から個別に計算し、事業運営の適正を図っています。

本事業については、住民の利益の増進が目的であることから、事業の設計及び運営の基本は、住民福祉活動の拠点であり安定的な住民生活に必要不可欠である公有財産等の災害に因る損害を迅速にてん補し、復旧に資することができる仕組みを構築しています。

例えば、営利を目的とする民間損保が実施している総合保険の場合、物件種別(住宅物件、工場物件、倉庫物件、一般物件)に応じて保険料率が異なり、特に事故率や損害率が高く危険度の大きな物件(例:風力発電装置や、ボイラー等の機械類及びそれを設備として有する工場施設等)に対しては保険料は非常に高く設定されるため、保険に加入しようとする側にとって、現実的には保険を付保する(保険に加入する)ことが困難な物件があります。自動車保険についても、自動車の用途車種や使用目的等によって危険度が大きく異なっており、危険度の大きい緊急車両(消

防車、救急車)や塵芥車は、保険料は非常に高く設定されるため、同様です。

しかしながら、本事業では、上記目的から危険度の大きい公有財産等(例えば、ボイラー等の設備を設けているごみ焼却場等や緊急車両)であっても、共済基金分担金基率の設定に際して、危険率については安定的な住民生活の確保を図る観点から算定の要素に含めないこととすることで、委託する側にとって共済委託物件とすることが困難となる公有財産等は名実ともに生じず、かつ災害による公有財産等の損害時には、いち早く住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことが可能です。(下記【本事業における相互救済事業の特徴】を参照)

さらに、地震については、てん補の対象外(免責)としていますが、地方自治法第 263 条の 2 の趣旨に則し、見舞 金制度を設けることにより、実質的に通常の火災等による損害であればてん補される額の 15%相当を見舞金として交 付する制度を設けています。地震災害見舞金制度については、

- [1]建物総合損害共済又は自動車損害共済への委託物件は、自動的に地震災害見舞金の交付対象物件となる。
- [2] 民間損保が実施する地震保険のように、当該保険のための保険料(本会の共済基金分担金)に相当するものは 徴収していない。

という特色を有しており、かつ災害による公有財産等の損害時には、住民生活のセーフティネットとしての役割を 担っているところです。

(地震災害見舞金制度の詳細については、「1(3)ウ 地震災害見舞金制度」を参照)

また、本事業の実施に際しては、住民負担の軽減による住民福祉の増進の観点から、次のような措置を講じることとしています。

- [1] 相互救済事業その他公益目的事業における、共済基金分担金等の収入と災害共済金その他の公益目的事業経費 との単年度過不足については、翌年度以後における災害共済金の支出(特に、巨大災害等が発生し、甚大な被害が生 じた場合における災害共済金への支出)に充てるために異常危険準備金として計上するか、又は当年度の災害共済金 に充てるために異常危険準備金の一部を取り崩すものとすること。
- [2] 異常危険準備金は、過度な水準とならないよう客観的根拠に基づく上限を設定すること。
- [3] [2]の「客観的な根拠に基づく上限」の設定は、専門的・技術的観点から客観的なものとなるよう、日本アクチュアリー会の正会員又は準会員で一定の実務経験を有する者の意見に基づき、相互救済事業の運営上における適正な資産水準を設定し、その水準との関係で異常危険準備金の上限を設定すること。(※1)
- [4] [3] の適正な資産水準をもって、本会として保有可能な総資産の上限とすること。(※2)
- [5] 相互救済事業のてん補については、本会が現実に保有している資産を限度とすること。(※3)(資産がマイナスに至る状態になるまでてん補をせず、将来、住民に負担のつけをまわさないことを明確にすることで、住民が不利益を被ることがないようにしています。)
- (※1)「相互救済事業の運営上における適正な資産水準」については、その客観性を確保する観点から、保険数理に基づく通常の予測を超えて発生する巨大災害等のリスクに基づき算定した、ソルベンシー・マージン(支払余力)や ソルベンシー・マージン比率を参考に、設定することとしています。
- (※2・3)「本会として保有可能な総資産の上限」は、同時にてん補可能な資産の上限でもありますが、本会では、 これらの上限を特に「支払準備資産」と定義した上で、本会が現実に保有している資産=現実の相互救済事業のてん 補限度額を、「見なし支払準備資産」と定義しています。

#### 【本事業における相互救済事業の特徴】

〇本事業の目的:住民福祉の増進を達成。

- Oいかなる公有財産等であっても、実質的に委託が困難となるものを生じさせず、住民生活のセーフティネットとして役割を担うことを優先。
- 〇公有財産等の分類や、「年次別建築費指数表」及び「建物再調達価額基準建築単価表」の数値について、独自のもの (民間損保とは異なるもの)を使用することを通じて、独自の共済基金分担金基率等を設定できる仕組みの構築。

ļ

- 〇共済基金分担金基率の設定に際して、危険率は算定の要素に含めず。(※1)
- 〇建物総合損害共済や自動車損害共済の基率に係る公有財産等の分類を簡素化。(※2)
- 〇本会が使用している建物の取得単価 (委託物件の取得単価) については「年次別建築費指数表」及び「建物再調達価額基準建築単価表」により簡易に評価し委託できるものとなっています。(※3)

J

- 〇事故や損害のリスクの高い公有財産等であっても委託しやすく、その結果、災害に因る損害が発生した場合でも、 住民福祉活動の拠点であり安定的な住民生活に必要不可欠である公有財産等の災害に因る損害を迅速にてん補し、復 旧に資することが可能。
- 〇加えて、事故や損害のリスクの高い公有財産等と、通常(事故や損害のリスクが高くない。)の公有財産等の共済基金分担金基率を同一に設定しても、前者はもとより後者についても低廉な共済基金分担金により、市等の経費節減・ 財政負担の軽減を通じ、住民負担の軽減にも寄与。
- ※1 自動車損害共済は、特定の車両に限定した上で、前々年度かつ前々年度以前3年間の災害共済金(の合計)が 共済基金分担金(の合計)を超えた場合に限り、平衡負担金という制度を設け、共済基金分担金を上乗せする制度が あります(対象となる団体は自動車損害共済に委託している団体の1%未満)。
- ※2 建物総合損害共済の公有財産等の分類は一般・住宅の2種類(民間損保は大別しても住宅物件、工場物件、倉庫物件、一般物件がある。)のみで、自動車損害共済は9種類の車両種別(民間損保は車両種別以外に運転者の年齢や 附帯設備の有無等、様々な種別がある。)のみです。
- ※3 本会が使用している「年次別建築費指数表」及び「建物再調達価額基準建築単価表」は高い評価を得て、現在、 新地方公会計制度においても、採用が推奨されています。
- (備考)本事業に係る共済基金分担金基率の算定に当たり、委託契約の条件・過去の災害共済金や事故状況のデータをもとに、将来の事故の支払額を計算することによって求める点での科学的・工学的手法については、保険数理に基づく方法を採っています。

## (3) 事業の実績(令和5年度)

※ここより以下の部分は、申請書類 NO52「行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」の添付書類として提出します。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。